

入札説明資料一覧

(京セラ製複合機保守業務委託)

- | | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 仕様書 | 1 部 |
| 2 | 入札説明書 | 1 部 |
| 3 | 入札説明書別紙 | |
| | 別紙 1 紙入札方式参加申請書 | 1 部 |
| | 別紙 2 委任状 | 1 部 |
| | 別紙 3 誓約書 | 1 部 |
| | 別紙 4 役員等名簿及び照会承諾書 | 1 部 |
| | 別紙 5 自己申告書 | 1 部 |
| | 別紙 6-1 入札書 | 1 部 |
| | 別紙 6-2 入札書【再度入札】 | 1 部 |
| 4 | 契約書（案） | 1 部 |

熊本労働局

仕様書

1. 契約名

『令和8年度熊本労働局管内京セラ製複写機・複合機保守業務委託（単価契約）』

2. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 保守業務委託機種・設置場所・コピー予定枚数

別表のとおり。

4. 業務委託内容

別表に示す機器に対し、以下に示す保守管理サービスを提供するものとする。

- ① コピーに必要な消耗品（コピー用紙を除く）の供給及び消耗品交換によって生じる廃棄物の処分
- ② コピー機器が正常な状態で使用できるよう、定期的（年4回以上）に技術者による点検、整備、部品交換、清掃等のメンテナンスを行うこと。
- ③ コピー機に異常が生じた場合、速やかに担当者の連絡により技術者を派遣し、修理を行うこと。（原則一時間以内にメンテナンスを取れる体制にあること。）

* 但し、以下の理由によるものを除く

- A) 委託者の故意又は重大な過失が原因による故障
- B) 受託者又は受託者が指定するもの以外が改造・修理・分解を行った機器の故障
- C) 天災地変その他これに類する災害による故障

5. 入札金額について

別表に定める各機種の年間コピー枚数（カウンター数からミスプリント・テストプリントの実枚数を除いた枚数）を印刷した場合に必要とする費用一切を見積もるものとする。

入札金額には、コピー1枚あたりの単価にて行うものとし、基本料金等の設定は行わない。

6. 契約

本契約は令和8年4月1日に単価契約として締結する。

7 その他

別表に掲げる機器について委託期間中に廃棄・新規機種追加及び配置場所の変更を行うことがあるが、その場合、受託者に対しあらかじめ通知を行うものとする。

新規機種の保守については、甲乙協議のうえ、保守料金を決定するものとする。

8 問い合わせ先

熊本市西区春日2—10—1 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局 総務課会計第一係 岩下

電話 096-211-1701 FAX 096-323-3661

別表

機種・コピー予定枚数一覧表

設置先名	設置先住所	機種	機械NO.	年間使用見込枚数	
				モノクロ	カラー
熊本労働局監督課	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階	TASKalfa 5054ci		49,700	15,300
熊本労働局労働保険徴収室	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階	TASKalfa 5054ci		63,300	3,000
熊本労働局労災補償課	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階	TASKalfa 5054ci		88,700	9,400
八代労働基準監督署	八代市大手町2-3-11	TASKalfa 5053ci		13,700	2,600
人吉労働基準監督署	人吉市下薩摩瀬町1602-1	TASKalfa 5053ci		16,800	11,100
菊池労働基準監督署	菊池市大字大琳寺236-4	TASKalfa 5003i		37,800	
熊本公共職業安定所	熊本市中央区大江6丁目1番38号	TASKalfa 5053ci		63,000	12,700
熊本公共職業安定所 上益城出張所	上益城郡御船町辺田見395	TASKalfa 5003i		32,300	
八代公共職業安定所	八代市清水町1-34	TASKalfa 5054ci		43,700	2,000
天草公共職業安定所	天草市丸尾町16-48	TASKalfa 5053ci		45,400	15,700
球磨公共職業安定所	人吉市下薩摩瀬町1602-1	TASKalfa 5053ci		18,600	8,200
宇城公共職業安定所	宇城市松橋町松橋266	TASKalfa 5053ci		96,400	15,100

入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。)契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)その他の法令に定めるものほか、この説明書の定めるところによる。

1 競争に付する事項

- (1) 契約名 令和8年度熊本労働局管内京セラ製複写機・複合機保守業務委託(単価契約)
(2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
(3) 仕様等 別添「仕様書」のとおり
(4) 入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。
② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数をきり切るものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
(5) 入札保証金及び契約保証金 免除

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
(5) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
(7) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
(8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
(9) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

- (1) 提出書類
① 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類
② 労働保険料の適用事業所においては、直近2保険年度の保険料を納付したことが確認できる書類(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)
(例)領収印のある領収証書の写し、又は、労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書等
③ 厚生年金保険及び健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)の適用事業所においては、直近2年間の保険料を納付したことが確認できる書類
(例)領収印のある領収証書の写し、又は、年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認(申請)書等

- ④ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙3)、役員等名簿及び照会承諾書(別紙4)、自己申告書(別紙5)

4 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、別紙1により令和8年1月30日(金)正午までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

*理由の如何によらず、事前審査提出書類を提出期限内に届出なかった場合は、入札に参加することはできない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 事前審査書類の提出期間

令和8年1月16日(金) 8時30分から令和8年1月30日(金) 正午まで(必着)

事前審査提出書類は、スキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること。

② 入札書及び入札金額内訳書の提出期間

令和8年1月16日(金) 8時30分から令和8年2月2日(月) 9時30分まで

(電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うものとする。)

(2) 紙により入札を行う場合

① 事前審査書類の提出期間

令和8年1月16日(金) 8時30分から令和8年1月30日(金) 正午まで(必着)

事前審査提出書類は、提出場所に持参又は郵送すること。電話、FAX 又は電子メールによる提出は認めない。

② 入札書及び入札金額内訳書の提出期間 (再度入札書を含む)

令和8年1月16日(金) 8時30分から令和8年2月2日(月) 9時30分まで

③ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局総務部総務課 担当者 会計第一係 岩下 電話 096-211-1701

④ 入札書の提出方法

入札書は別紙6-1、再度入札書は別紙6-2の様式にて作成し、入札金額内訳書は入札者の任意様式にて作成すること。

直接提出する場合は、封筒に入れ、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「令和8年度熊本労働局管内京セラ製複写機・複合機保守業務委託(単価契約)の入札書在中」と朱書きしなければならない。再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別の封筒に入れ、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「令和8年度熊本労働局管内京セラ製複写機・複合機保守業務委託(単価契約)の再度入札書在中」と朱書きすること。

郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中 令和8年度熊本労働局管内京セラ製複写機・複合機保守業務委託(単価契約)」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(2)③宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。郵便による場合も、再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別の封筒にいれること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人による入札

① 代理人が電子入札により入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに別紙2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 1人で2通以上の入札をしたもの

④ 記名を欠く入札

⑤ 金額を訂正した入札

⑥ その他入札に関する条件に違反した入札

⑦ 3(1)④の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することをした者の入札

(5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめができる。

5 事前審査提出書類の審査

この入札に参加を希望する者は、開札日までの間において担当職員等から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和8年2月2日(月) 9時31分 熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局総務課 小会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札は、1回までとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。

8 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札書であって、本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及

び会計令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申し込みをした者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

(3) 契約書の作成

電子入札で落札に至った事業者との契約は、格別の事情がない限り電子契約で行うこととし、令和8年4月1日付けで契約書を取り交わすものとする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかつた場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に電子署名又は記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

(4) 質疑応答

仕様書等について疑義がある場合は、令和8年1月30日(金)正午までに当局総務課会計第一係 岩下あてに照会すること。

(5) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683(ナビダイヤル)
03-4332-7803(IP電話等をご利用の場合)
- ・ ホームページ <http://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)③の入札書の提出場所に連絡すること。

(6) その他

契約書を除く入札書等の会計書類への押印は、令和3年1月1日以後、不要の扱いとしているが、その記載内容については担当者等から提出されるものも含め、事業者としての決定であること。また、押印が省略された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。

提出書類一覧

1. 入札参加申込書(紙入札業者用) (別紙1)
2. 資格審査結果通知書の写し(全省庁統一資格)
3. 委任状(別紙2)
4. 誓約書(別紙3)
5. 役員等名簿及び照会承諾書(別紙4)
6. 自己申告書(別紙5)
7. 入札書(別紙6-1、6-2)
8. 入札金額内訳書(任意様式)
9. 労働保険料等納入証明書
10. 社会保険料納入証明書又は領収書の写し(入札書提出期限の直近2年間について滞納の有無が確認できるもの)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

令和8年度熊本労働局管内京セラ製複写機・複合機保守業務委託(単価契約)

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

委任状

今般、都合により _____

を代理人と定め

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名：令和8年度熊本労働局管内京セラ製複写機・複合機保守業務委託(単価契約)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

㊟ 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

誓 約 書

私 / 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住　　所
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

別紙4

役員等名簿及び照会承諾書

住所

商号又 は名称

代表者

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本労働局が締結する契約等からの暴力団等排除に関する誓約書に定める項目のいずれかに該当するか否かに関し熊本県警察本部に照会することを承諾します。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行つた場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和8年度熊本労働局管内京セラ製複写機・複合機保守業務委託(単価契約)

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビヤ数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入札書【再度入札】

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和8年度熊本労働局管内京セラ製複写機・複合機保守業務委託(単価契約)

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビヤ数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 熊本労働局 総務部長 ○○○○(以下「甲」という。)と
○○ ○○ 代表者 ○○ ○○(以下「乙」という。)とは京セラ製デジタル複合機等(以下「デジタル複合機等」という。)の保守点検及び調整等の処置を行うことに関し次の条項により請負契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、甲所有のデジタル複合機等の機能保全のために、定期及び臨時に乙の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整等を行うものとする。

(対象となる機器及びコピー予定枚数)

第3条 本契約の対象となる機器は、別表1のとおりとする。

(契約料金)

第4条 保守点検料は、別表2のとおりとする。

(契約期間)

第5条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(保守の実施)

第6条 乙は、保守、調整等を行うため、定期的に乙の担当社員を設置場所に派遣して点検調整等及び消耗部品等の交換・廃棄物の処分を行わなければならない。

2. デジタル複合機等が故障した場合は、甲の請求により乙は、ただちに技術員を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障のないようすみやかに正常な状態に回復させなければならない。
3. デジタル複合機等の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き乙の負担とする。
 - (1)甲の故障又は取扱上の重大な過失による場合。
 - (2)乙又は乙の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。
 - (3)天災地変その他これに類する災害による場合。

(監督)

第7条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督さ

せ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

- 第8条 乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。
2. 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
 3. 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約代金の請求)

- 第9条 乙は、毎月分の積算カウンターの数値について、毎月末に甲の指定する検査職員の検査（C S Sは可）を受けて甲の使用した複写枚数を算出し、当該月の総複写枚数に不良コピー、テストコピー一分の実枚数を控除した枚数に第4条に定める単価を乗じた金額を甲に甲の定めた手続により翌月10日までに請求するものとする。
2. 乙が請求する消費税は、本契約に基づき乙が発行する請求書に記載する合計金額に法令所定の税率を乗じた金額（1円未満は切り捨て）とする。

(契約代金の支払い)

- 第10条 甲は、前条による適正な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

- 第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条に定める期限までに對価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(再委託)

- 第12条 乙は業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
2. 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書（様式1）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
 3. 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
 4. 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなけれ

ばならない。

(再委託先の変更)

第13条 乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式2）を甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(履行体制)

第14条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（様式3）を甲に提出しなければならぬ。

2. 乙は履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書（様式4）を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の所在地の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3. 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関に対し譲渡する場合は、この限りでない。

2. 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなつたときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(危険負担)

第16条 乙は、乙の技術員等が甲の敷地内でする行為のすべてについて責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙及びその技術者は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

(契約の変更)

第18条 契約期間中に契約改訂の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、変

更することができる。

(設置場所の変更)

第19条 甲は、デジタル複合機等の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するものとする。

(保証金)

第20条 この契約に関しては、保証金を免除する。

(契約の解除)

第21条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2. 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納入しなければならない。なお、第2号から第3号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 第14条の規定に違反したとき。

3. 甲は、乙について民法第542条各号各項に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4. 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2. 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3. 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第23条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、

本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
2. 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第 24 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、第 1 条の契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
3. 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

- 第 25 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3.0 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければな

らない。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は、第26条及び第27条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2. 乙は、第26条及び第27条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第30条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2. 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第32条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3. 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(保守に必要な消耗品の所有権)

第33条 消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2. 甲は、消耗品を他に流用してはならない。

(保守に必要な消耗品の返還)

第34条 この契約が終了した場合、甲は消耗品を速やかに乙に返還しなけれ

ばならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第35条 この契約に関し、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

2. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第17条、第21条第2項、第22条、第24条、第25条、第28条、第29条、第32条、第35条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲： 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階
支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 ○○ ○○ 印

乙： ○○○○
○○○○
代表者 ○○ ○○ 印

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式3)

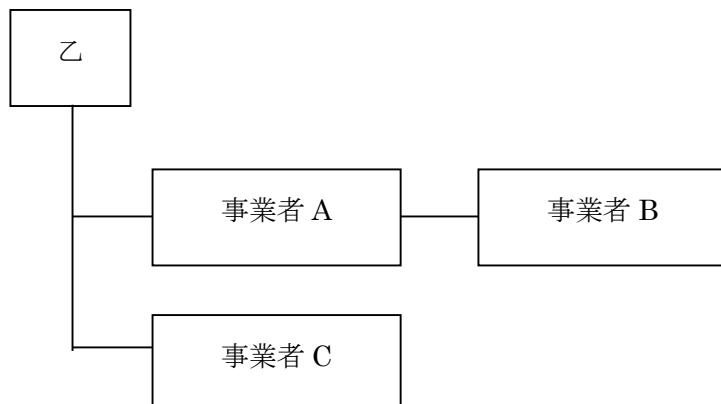
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業者名及び住所
- 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



(様式4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1 契約件名

2 変更の内容

3 変更後の体制図

別表1

対象となる機器及び設置場所一覧表

設置先名	設置先住所	機種	機械NO.
熊本労働局監督課	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階	TASKalfa 5054ci	
熊本労働局労働保険徴収室	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階	TASKalfa 5054ci	
熊本労働局労災補償課	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階	TASKalfa 5054ci	
八代労働基準監督署	八代市大手町2-3-11	TASKalfa 5053ci	
人吉労働基準監督署	人吉市下薩摩瀬町1602-1	TASKalfa 5053ci	
菊池労働基準監督署	菊池市大字大琳寺236-4	TASKalfa 5003i	
熊本公共職業安定所	熊本市中央区大江6丁目1番38号	TASKalfa 5053ci	
熊本公共職業安定所 上益城出張所	上益城郡御船町辺田見395	TASKalfa 5003i	
天草公共職業安定所	天草市丸尾町16-48	TASKalfa 5053ci	
球磨公共職業安定所	人吉市下薩摩瀬町1602-1	TASKalfa 5053ci	
宇城公共職業安定所	宇城市松橋町松橋266	TASKalfa 5053ci	
八代公共職業安定所	八代市清水町1-34	TASKalfa 5054ci	

保守点検料

別表2

機種名	保守点検料	月間複写枚数にて計算	
TASKalfa 5054ci	1枚あたり一律	モノクロ 〇〇円	カラー 〇〇円
TASKalfa 5053ci	1枚あたり一律	モノクロ 〇〇円	カラー 〇〇円
TASKalfa 5003i	1枚あたり一律	〇〇円	